

# トラック あいち

第559号

2022 (令和4) ・ 10



**「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!**



一般社団法人  
**愛知県トラック協会**

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名/  
パスワード/ 　　　　　　　　です。

※有効期限：令和4年11月30日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

- 
- ◆ 第4回 常任理事会  
第4回 理事会 …………… 1
  - ◆ 新入会員 …………… 4
  - ◆ 会員事業者名称等変更 …………… 5
  - ◆ 国道23号通行ルール …………… 6
  - ◆ 「令和4年度 第2回 適正化事業  
フォローアップ研修会」並びに  
「令和4年度 第2回 新規許可事業者  
研修会」を開催 …… 7
  - ◆ 支部だより …………… 8
  - ◆ 荷台の高さ知ってますか? …… 10
  - ◆ 第62回「正しい運転・明るい  
輸送運動」の実施 …… 11
  - ◆ 業務課からのお知らせ …………… 15
  - ◆ 軽油価格調査 …………… 16
  - ◆ 一般貨物自動車の  
増減車動向について …………… 17
  - ◆ 委員会・部会活動状況 …………… 18
  - ◆ 支部行事 …………… 19
  - ◆ 青年部会 …………… 20  
9月会議・委員会開催状況
  - ◆ 女性部会 …………… 21
  - ◆ 愛貨協連 …………… 22  
日貨協連 新貨物補償制度
  - ◆ 陸 災 防 …………… 24  
「2023年（令和5年版）安全記録カレンダー」  
の予約販売について
-

# 第 4 回 常 任 理 事 会

# 第 4 回 理 事 会

令和 4 年 9 月 5 日（月）11 時 00 分から愛知県トラック会館 5 階ホールで開催

（審 議 事 項）

## 1. 総務委員会からの答申について

### (1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

議長は、財務室交付金担当兼経理担当 杉本課長に指示し、資料（総審議 1）につき説明させた。

#### 1. 第 51 回近代化基金融資（8 月分推薦）申込について

8 月 — 1 件 10,120 千円 —

#### 2. 第 12 回ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資（8 月分申請）申込について

8 月 — 1 件 29,200 千円 —

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

### (2) 業務施設運営専門委員会からの答申について

議長は、財務室 露木室長に指示し、資料（審議 2）につき説明させた。

#### 1. トラック会館（トラック輸送サービスセンター）財産処分申請（案）について

建設から 40 年が経過したこともあり、老朽化による大規模修繕工事の必要性が高まっていた。例えば、豪雨時に地下階にある倉庫への漏水の修繕や汚水槽の修繕が挙げられる。これらの修繕工事を行うには、約 140,000 千円の多額の費用が必要になってくる。また、エレベーターは現在の耐震基準を満たしていないため、仮に、大規模地震が発生した場合、利用者の人命に関わる危険性もある。その他にも修繕や更新が必要な箇所が多数確認されており、早急に対応が必要な状況となっている。トラック会館が大規模災害時における災害対策拠点として重要な役割を果たすためには、耐震

性や防災設備を兼ね備えた新たな施設を早急に整備する必要がある。この時期に大規模改修工事を行ったとしても建設から50年後に建て替えが計画されているため、残りの使用期間を考えると数年で処分しなければならなくなる。

これらを踏まえて、大規模修繕工事を行うよりも当初の計画から5年前倒しして全面建て替えを実施した方が良いとの結論に至った。これにより現在の建物を処分するものである。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

## 2. 労働委員会からの答申について

議長は、企画広報部 長谷川部長に指示し、資料(審議2)につき説明させた。

### (1) 令和4年度 働きやすい職場認証取得助成金交付要綱 (案)

一般社団法人愛知県トラック協会が長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組みをし、働きやすい職場認証を取得する会員事業者に対し、その認証取得に要する経費に対する助成金の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

## 3. 入退会の承認について

議長は、総務部総務課 村上課長に指示し、資料(審議3)につき説明させた。

(概 要)

入会5社 / 退会1社

令和4年9月5日時点 会員数2,691社

議長は、慎重審議の後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席理事の過半数の賛成があり、原案どおり承認可決された。

## (報告事項)

### 1. 愛知県 SDGs 登録制度及び名古屋市 SDGs 推進プラットフォームへの登録について

議長は、総務部総務課 村上課長に指示し、資料(報告 1) につき報告させた。

愛知県トラック協会は、国連が提唱する SDGs(持続可能な開発目標)に賛同し、様々な事業を通じて達成に向けた取り組みを行っていくため、愛知県 SDGs 登録制度及び名古屋市 SDGs 推進プラットフォームへの登録を行った。

### 2. 交通事故情勢について

議長は、業務部業務課 鈴木課長に指示し、資料(報告 2) につき報告させた。

#### 【県内事故】(令和 4 年 8 月)

集 計 数	月 計			年 計			
	種 別	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数	死 者 数
発 生 率		1,805	2,200	7	15,144	17,897	87
前 年 比		-52	-45	3	-284	-403	19

#### 【事業用トラック】(令和 4 年 8 月)

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事 業 用	1	1	11	11
会 員	0	0	6	6
第一原因	0	0	2	2

### 3. 標準的な運賃の届出について

議長は、総務部総務課 村上課長に指示し、資料(報告 3) につき報告させた。

県内会員事業者による届出 1,436 社 / 1,966 社 (73.04%) ※令和 4 年 8 月 31 日時点

### 4. 会館建て替えの進捗状況について

議長は、財務室 露木室長に指示し、資料(報告 4) につき報告させた。

新会館の建て替えイメージが収められたプロモーションビデオを鑑賞した。

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

## 新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第一	(株) フジシン	〒462-0013 名古屋市北区東味鏡1-907	谷 定臣	0	4	1	(052) 325-7340 FAX 325-7341
尾東	(株) S.T.S 春日井営業	〒516-0043 三重県伊勢市藤里町1-477 (連) 〒486-0912 春日井市高山町4-8-5-102	瀬戸脇嘉人	4	0	1	(0568) 29-4419 FAX 29-4420
尾東	(株) 豪将	〒485-0039 小牧市外堀3丁目34	岡部 将嗣	0	5	1	(0568) 65-8466 FAX 65-8477
尾東	(株) プロフィットジャパン	〒452-0961 清須市春日屋敷43番地 (連) 〒485-0058 小牧市小木5丁目318番地	林 廣光	0	9	0	(0568) 74-2030 FAX 74-2032
尾西	(株) Nefeat	〒481-0045 北名古屋市中之郷栗島48番地	粥川竜之介	0	6	0	(0568) 48-1565 FAX 050-3606-6903

## 退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
尾西	(株) GBコールライン	一宮市

### 会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
令和4年8月24日	代表者	第三	森実運輸株式会社	
			加藤 清隆	鴻上 剛志
令和4年8月10日	代表者	第四	名古屋特殊自動車株式会社	
			下村 康範	一柳 隼
令和4年8月24日	代表者 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第四	有限会社協和商会	
			鈴木 直子	太田 和成
			498-0011	498-0014
			弥富市荷之上町権七走723-1	弥富市五明町2-101
			0567-67-0375	0567-65-3338
			0567-67-0375	0567-65-3338
令和4年8月24日	代表者 事業者住所	尾東	株式会社東海サービス	
			山下 俊一郎	杉野 真一郎
			春日井市大泉寺町字大池下292-473	瀬戸市窯町322番地の133
令和4年8月29日	代表者 事業者住所	尾東	センコー株式会社	
			山本 康隆	長友 孝司
			名古屋港区千年3-1-28	名古屋市西区牛島町5-2
令和4年8月29日	連絡先住所 電話番号 FAX番号	尾東	トナミ第一倉庫物流株式会社	
			485-0077	455-0056
			小牧市西之島字島海道50	名古屋市港区砂美町128
			0568-48-8577	052-661-0215
			0568-48-8578	052-651-5241
令和4年8月24日	代表者	知多	知多特殊自動車株式会社	
			杉本 宗一	竹内 勝博
令和4年8月24日	事業者住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	西三	株式会社サンワ	
			安城市弁天町362-1	安城市東栄町6-13-1
			446-0064	446-0007
			安城市弁天町362-1	安城市東栄町6-13-1
			0566-95-8131	0566-97-8845
			0566-95-4730	0566-98-4730

# 「令和4年度第2回適正化事業フォローアップ研修会」並びに 「令和4年度第2回新規許可事業者研修会」を開催

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和4年9月9日(金)、中部トラック総合研修センターにおいて、適正化事業フォローアップ研修会並びに新規許可事業者研修会を開催し、36社37名（適正化事業フォローアップ研修会対象：33社／新規許可事業者対象：3社）が参加しました。

また、「適正化事業フォローアップ研修会及び新規許可研修会」の様子をオンラインによるライブ配信する事で、共に学んでいただく機会として会員限定にてライブ配信を行い多くの方にご視聴頂きました。

当日は、コロナウイルス感染症対策として換気、消毒、マスクの徹底、十分な間隔を確保し開催しました。

第1部は、適正化事業実施機関より約1時間30分にわたり点呼記録簿をはじめとする各種帳票類の作成・管理方法について、根拠法令の解説を交えて説明をしたほか、改善基準告示の内容における拘束時間と休息時間の適切な管理方法について解説しました。

第2部は、中部運輸局ならびに愛知運輸支局の担当官2名を講師にお招きし、輸送の安全確保について講説をいただきました。

## 研修会の様子及び内容

### 〔愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関〕

巡回指導時に多く見受けられる法令違反項目や改善基準告示のほか、関係法令の改正内容について講説。



### 〔愛知運輸支局 鈴木運輸企画専門官（輸送・監査担当）〕

監査・行政処分の概要をはじめ、トラック運送事業者によく見受けられる法令違反項目のほか、貨物自動車運送事業法の改正内容について講説。



### 〔中部運輸局 篠田係長（自動車技術安全部 保安・環境課）〕

「点呼 ～点呼は安全輸送の要～」について講説。



#### \* 適正化事業フォローアップ研修会とは…

直近の巡回指導において指摘事項があった事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。

#### \* 新規許可事業者研修会とは…

直近に運輸開始した新規許可事業者を対象とし、コンプライアンスの更なる徹底を図るため、帳票類の管理方法並びに関係法令の詳細な解説・アドバイス等を行う研修会です。



# 支部だより

## 01 行事

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 東	9月4日	南部ふれあいセンター(春日井)	優良運転者表彰、交通音楽隊によるパレードや業界PRイベント



尾東 南部ふれあいセンター(春日井)

## 02 講習会

支 部	開催日	場 所	タイトル	内 容
尾 西	9月26日	稲沢商工会議所	交通安全講話	稲沢警察署交通課長の松岡氏を迎え、交通安全講話を行った。



尾西 稲沢商工会議所

## 03 安全教室

支 部	開催日	場 所	内 容
第 一	9月15日	第二自由が丘幼稚園	全園児を対象にトラックを使った死角体験など交通安全教室をおこなった。



第一 第二自由が丘幼稚園

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 東	9月21日	南スポーツセンター	小牧市交通安全出発式
	9月27日	県道25号「武道館前」	小牧部会「秋の交通安全一斉大監視活動」
	9月28日	国道19号内津峠PA	春日井部会「T&K作戦」交通安全啓発活動
瀬戸蔵 西側野外広場		瀬戸旭・守山部会「交通安全啓発キャンペーン」	
尾 西	9月21日	エアポートウォーク	第三班 交通安全啓発活動
	9月26日	稲沢警察署前交差点	第一班 交通安全啓発活動



尾東 南スポーツセンター



尾東 県道25号「武道館前」



尾東 国道19号内津峠PA

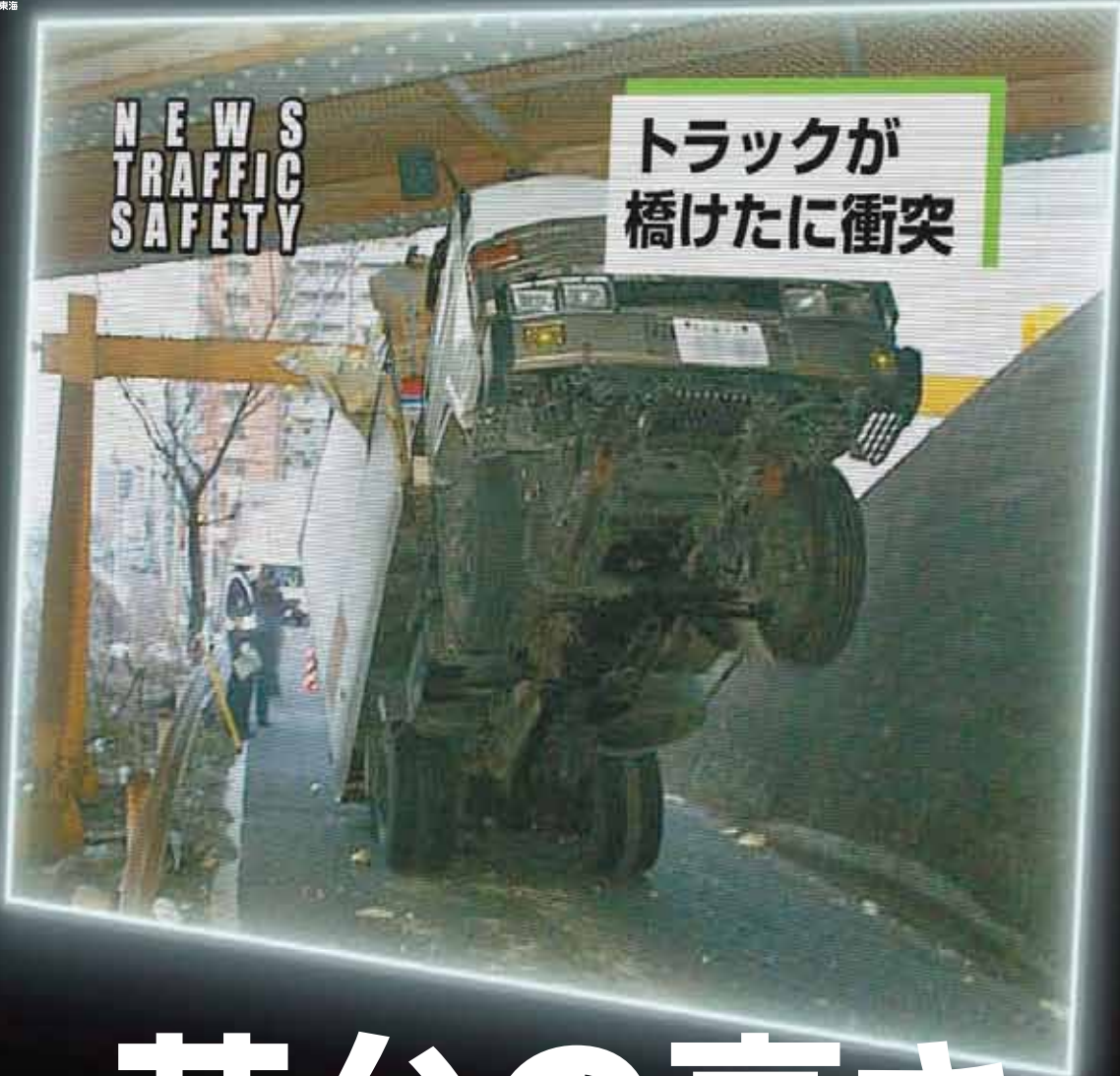


尾東 瀬戸蔵 西側野外広場



尾西 エアポートウォーク

尾西 稲沢警察署前交差点



# 荷台の高さ 知ってますか？

橋けた・橋けた防護工への衝突事故にご注意ください。

東海旅客鉄道株式会社

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会 / 一般社団法人 神奈川県トラック協会 / 一般社団法人 山梨県トラック協会 / 公益社団法人 長野県トラック協会 / 一般社団法人 岐阜県トラック協会

一般社団法人 静岡県トラック協会 / 一般社団法人 愛知県トラック協会 / 一般社団法人 三重県トラック協会 / 一般社団法人 滋賀県トラック協会 / 一般社団法人 京都府トラック協会 / 一般社団法人 大阪府トラック協会

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人 東京建設業協会 / 一般社団法人 神奈川県建設業協会 / 一般社団法人 山梨県建設業協会 / 一般社団法人 長野県建設業協会 / 一般社団法人 岐阜県建設業協会 / 一般社団法人 静岡県建設業協会

一般社団法人 愛知県建設業協会 / 一般社団法人 三重県建設業協会 / 一般社団法人 滋賀県建設業協会 / 一般社団法人 京都府建設業協会 / 一般社団法人 大阪建設業協会

一般社団法人 全国レンタカー協会

一般社団法人 東京都レンタカー協会 / 一般社団法人 神奈川県レンタカー協会 / 山梨県レンタカー協会 / 長野県レンタカー協会 / 岐阜県レンタカー協会 / 静岡県レンタカー協会 / 一般社団法人 愛知県レンタカー協会

三重県レンタカー協会 / 一般社団法人 滋賀県レンタカー協会 / 一般社団法人 京都府レンタカー協会 / 一般社団法人 大阪府レンタカー協会

一般社団法人 日本自動車連盟 関東本部 / 一般社団法人 日本自動車連盟 中部本部 / 一般社団法人 日本自動車連盟 関西本部

協力…警視庁 / 神奈川県警察本部 / 山梨県警察本部 / 長野県警察本部 / 岐阜県警察本部 / 静岡県警察本部 / 愛知県警察本部 / 三重県警察本部 / 滋賀県警察本部 / 京都府警察本部 / 大阪府警察本部

## 第 62 回 「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供する事を目的として、公益社団法人全日本トラック協会との共催により実施するものです。

愛ト協では、会員事業所の交通安全意識の高揚と交通事故件数の減少を図るため、「スマートドライブ～事故ゼロ運動～」をはじめ、トラック・セーフティー・ラリーの実施、トラック安全デー活動の推進、交通安全対策機器の助成事業等に積極的な取り組みをしております。しかしながら県下の交通事故情勢は依然厳しい状況にあり、会員事業所におかれましても、飲酒運転の根絶、追突事故及び交差点における事故防止の徹底、運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止、シートベルトの着用、法定速度の遵守などを基本として安全運転を励行して頂くとともに、次の実施事項を再確認して、繁忙期における輸送の安全確保にご協力頂きますようお願い致します。

### 1. 運動期間

令和 4 年 11 月 16 日から令和 5 年 1 月 10 日まで

※年末の交通安全運動／令和 4 年 12 月 1 日～12 月 10 日

### 2. 実施事項

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 飲酒運転の根絶              | (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底    |
| (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底 | (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底        |
| (3) 過労運転防止の徹底            | (12) エコドライブ及びアイドリングストップの徹底 |
| (4) 確実な点呼の実施             | (13) 運輸安全マネジメントの徹底         |
| (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底   | (14) 安全意識の高揚               |
| (6) 健康診断の受診の徹底           | (15) 輸送品質・サービスの向上          |
| (7) 荷役作業時の安全確保の徹底        |                            |
| (8) 高速道路における事故防止の徹底      |                            |
| (9) 車両の安全性確保の徹底          |                            |

### 3. 結果報告

会員事業所は、本運動の結果報告を所定の様式により、令和 5 年 1 月 13 日（金）までに所属の支部事務局に提出して下さい。

### 4. 表彰

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 10 日までの間、無事故及び活発な交通安全への取り組みを行った事業者は、各支部からの推薦(1 社)に基づき全ト協の表彰へ推薦致します。

### 5. 実施細目

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって別紙実施細目を中心とした取り組みを行うものと致します。

実施事項	実施細目
1. 飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は、国土交通省が令和4年3月に改訂した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一時的な指導及び監督の実施マニュアル」を踏まえ、同年6月に全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有害な結果の確実な報告等について指導を徹底する。</li> </ul>
2. 追突事故及び交差点における事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。</li> <li>※全ト協ホームページURL <a href="http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzem/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_boushi.html">http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzem/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_boushi.html</a></li> <li>※全ト協ホームページURL <a href="http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzem/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_boushi.html">http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzem/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_boushi.html</a></li> </ul>
3. 過労運転防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び業務割の作成を行い、点検時における運転者の疲労、睡眠不足の状態等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。</li> </ul>
4. 重要な点呼の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようとする。また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に実施する。</li> </ul>
5. 携帯電話・スマートフォン等の使用禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法の一部改正により原則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。</li> </ul>
6. 健康診断の受診の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、健康診断による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようとする。</li> </ul>
7. 荷役作業時の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、運搬物の危険を伴う作業においては必ず除電帽を常用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）</li> </ul>
8. 高速道路における事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内には比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。</li> </ul>
9. 車両の安全性確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改進黨を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改進黨の防止を徹底する。</li> </ul>
10. 降積雪期における輸送の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報や道路における降雪状況等を随時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象状況及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。</li> <li>また、冬期においては大型車の車輪脱落事故が多発傾向にあることから、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかわる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協で作成する「スタッドレスタイヤ交換作業の手順と方法～」等の啓発資料を活用し、安全性のある降雪防止対策を推進する。</li> </ul>
11. 正しい積付け・固縛方法の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重が増加する年々の繁忙期において、荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。</li> </ul>
12. エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO<sub>2</sub>及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。</li> </ul>
13. 運輸安全マネジメントの徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全確保が最も重要であるという認識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。</li> </ul>
14. 安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者は、社会的責任を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。運転者は、常に適正な運転、車両距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法各の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。</li> </ul>
15. 輸送品質・サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者は、荷扱いに一流の注意を払い、取扱いの貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。</li> </ul>

令和 年 月 日

(一社)愛知県トラック協会  
会長 寺岡 洋一 様

支部名.....支部

会社名.....

### 第 62 回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施結果報告書

実施事項 (別紙から実施した事項を記載して下さい)	実施した内容

交通事故発生の有無 (物損人身を含む) 【令和4年1月1日～ 令和5年1月10日】	有 無
作業事故発生の有無 【令和4年1月1日～ 令和5年1月10日】	有 無
関係当局・地方公共団体又は 荷主から表彰状、感謝状の授与 【令和4年1月1日～ 令和5年1月10日】	有 無

キ  
リ  
ト  
リ  
線

# 【業務課からのお知らせ】

## 交通死亡事故発生状況(9月30日現在暫定数)

### 1. 発生状況

集計名	月計			年計		
	件数	負傷者数	死者数	件数	負傷者数	死者数
発生数	1,971	2,375	7	17,115	20,272	94
前年比	195	272	-1	-89	-131	18

### 2. 都道府県別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	全国
都道府県	大阪	愛知	兵庫	東京	千葉	
年計	104	94	91	90	86	1,817
前年比	2	18	14	-1	3	-11

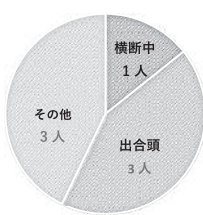
### 3. 類型別死者数

順位	1位	2位	3位	4位	5位	その他
類型別	横断中	車両単独	出合頭	右左折	正面衝突	
年計	25	22	15	9	4	19
前年比	8	6	0	4	-2	2

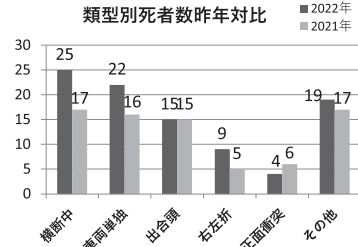
### 4. 年齢層別死者数

区分	子ども 0～15歳	若者 16～24歳	一般 25～64歳	高齢者 65歳以上
年計	1	17	35	41
前年比	1	14	11	-8

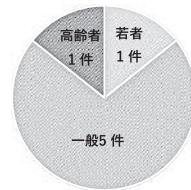
8月類型別死者数



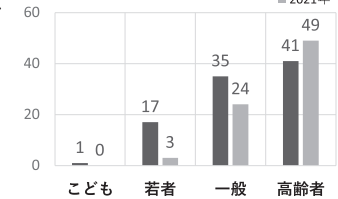
類型別死者数昨年対比



8月年齢層別死者数



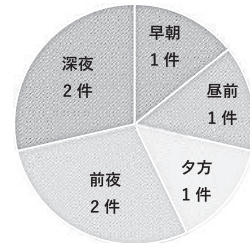
年齢層別死者数昨年対比



### 5. 時間別死者数

区分	早朝	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	前夜	中夜	深夜
	4～6時	6～9時	9～12時	12～16時	16～18時	18～22時	22～00時	00～4時
年計	7	18	15	15	3	15	10	11
前年比	5	5	7	-2	-7	-2	6	6

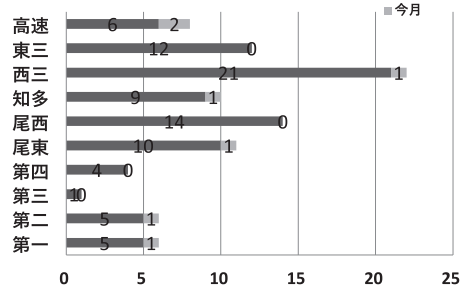
8月時間別死者数



### 6. 支部地域別死者数

地域	名古屋				尾張		知多	三河		高速
	第一	第二	第三	第四	尾東	尾西	知多	西三	東三	
年計	6	6	1	4	11	14	10	22	12	8
前年比	5	4	-1	-2	5	-2	-1	6	-1	5
支部月計	1	1	0	0	1	0	1	1	0	2
地域年計	17				25		10	34		8
地域月計	2				1		1	1		2

支部地域別死者数年計・月計



### 7. 愛知県内事業用貨物自動車死亡事故発生数

	令和4年9月		令和4年計		令和3年9月		令和3年9月累計		令和3年計	
	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数	件数	死者数
事業用	2	2	13	13	2	2	11	11	20	20
会員※	1	1	7	7	0	0	0	0	7	7
第一原因※	1	1	3	3	0	0	0	0	2	2

※事業用の内数。第一原因数は事故調査の進捗により、変更になる場合があります。



# 軽油価格調査

(愛ト協調べ)

9 月 末 調 査

## 単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	135.00	120.70	109.00	127.00	109.50	104.40	138.50	121.90	113.20	138.50	115.30	104.40

## 月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	135.00	127.60	119.00	109.50	108.30	107.40	138.50	122.40	113.20	138.50	120.40	107.40
30～50kℓ未満	117.00	114.10	109.00	109.80	109.30	109.00	124.00	124.00	124.00	124.00	113.60	109.00
50～100kℓ未満	119.70	119.70	119.70	127.00	110.10	104.40	119.80	119.80	119.80	127.00	111.70	104.40
100kℓ以上	120.80	120.80	120.80	111.40	109.40	106.80	124.10	120.90	118.50	124.10	113.60	106.80

## 支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	135.00	125.70	116.00	127.00	111.70	107.50	138.50	127.40	123.00	138.50	119.60	107.50
30～60日未満	130.00	118.30	109.00	111.40	108.90	107.00	124.10	119.70	113.70	130.00	114.10	107.00
60日以上	—	—	—	111.20	107.80	104.40	113.20	113.20	113.20	113.20	108.90	104.40

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。  
なお消費税は含まれておりません。

# 軽油価格推移表

(単位：円)

購入形態	月 別	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド		
		最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
令和3年	9月	125.00	110.60	101.50	118.00	102.10	96.60	128.00	113.10	104.60
	10月	131.00	117.20	105.00	127.00	108.00	101.80	127.00	116.30	106.00
	11月	137.00	119.80	110.00	129.00	110.80	103.60	124.30	120.20	112.60
	12月	133.00	117.70	108.10	123.00	105.60	100.50	124.40	116.80	112.20
令和4年	1月	133.00	118.10	110.00	129.00	110.30	105.60	125.80	119.40	108.60
	2月	140.00	123.70	116.00	132.00	113.70	108.40	128.30	123.60	116.60
	3月	144.00	125.50	115.00	134.00	115.00	110.40	131.80	125.20	118.20
	4月	140.00	124.70	113.00	130.00	113.40	108.50	140.00	126.60	119.10
	5月	136.00	119.70	109.00	125.00	107.90	104.00	136.00	121.60	116.10
	6月	143.00	125.20	113.60	131.00	113.40	105.80	143.00	126.50	113.00
	7月	139.00	123.10	110.00	126.00	109.80	105.00	138.00	123.60	117.70
	8月	135.00	119.70	110.70	127.00	108.60	103.90	137.00	121.60	114.30
	9月	135.00	120.70	109.00	127.00	109.50	104.40	138.50	121.90	113.20

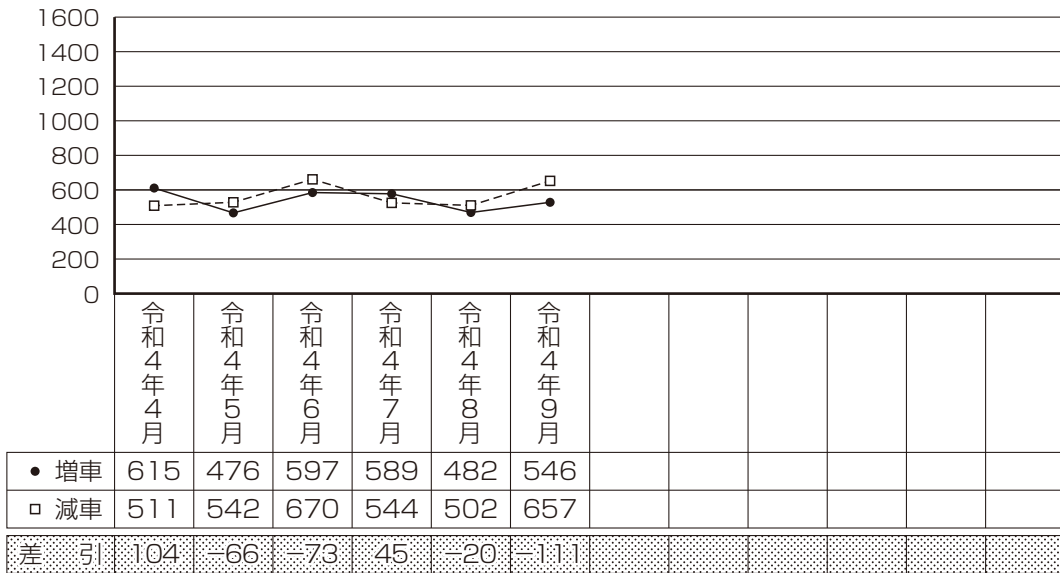
※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。



# 一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

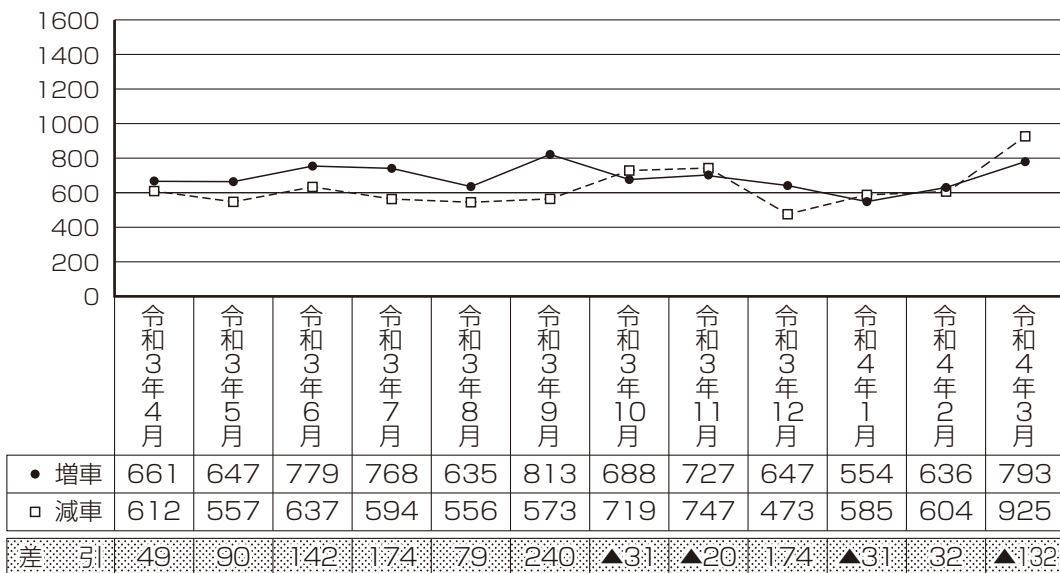
## 令和4年9月の増減車



### 令和4年度増減車（9月）

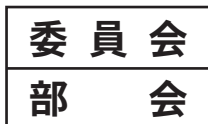
増 車	3,305両
減 車	3,426両
差 引	△121両

## 令和3年4月～令和4年3月の増減車



### 令和3年度増減車（4月～3月）

増 車	8,348両
減 車	7,582両
差 引	766両



# 9 月中の活動状況

## 海上コンテナ部会（山本部部长）

### ○実務委員会三役会、NUTS委員会との打合せ （服部実務委員長）

月 日：令和4年9月13日（火）

場 所：名海運輸作業株式会社  
西二区配車センター（Web会議にて参加）

内 容：1)NUCT遠隔レーンの進捗について  
2)新RFIDタグの進捗について

### ○運営委員会（山本部部长）

月 日：令和4年9月17日（土）

場 所：三鈴カントリー倶楽部 クラブハウス内

内 容：1) 実務委員会の報告について  
・ターミナルコンテナ取扱量  
・RFIDタグの進捗状況  
2) その他  
・第1回名古屋港カーボニュー  
トラルポート形成協議会  
・標準的な運賃に係る海上コン  
テナ輸送の割増率  
・今後の日程

### ○実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和4年9月21日（水）

場 所：木材会館

議 題：会議

- 1) ターミナルコンテナ取扱量について
- 2) ターミナル部会 違反パトロール調査について（8月分）
- 3) RFIDタグの進捗について  
・RFIDタグのバージョンアップについて
- 4) 情報連絡網の精査について
- 5) その他  
・標準的な運賃に係る海上コン  
テナ輸送の割増率  
・今後の日程

☆**ご注意下さい**☆

**不正軽油は使用しないで下さい！**

# 支部行事

10  
月

## 名古屋第一支部

- (9日) 10月9日トラックの日支部総決起大会
- (21日) 支部役員会
- (24日) mozo東レキャンペーンガール  
一日警察署長交通安全キャンペーン

## 名古屋第二支部

- (6日) 名古屋東労基パトロール
- (14日) 第2陸青会 第二回研修会
- (17日) トラック安全総会・支部セミナー

## 名古屋第三支部

- (20日) ゼロの日街頭活動
- (21日) 西4区パトロール
- (25日) 第三・四支部合同セミナー

## 名古屋第四支部

- (18日) 支部役員会
- (25日) 第三・四支部合同セミナー

## 尾東支部

- (8日) 青年部会 清掃活動
- (24日) 支部三役・理事会

## 尾西支部

- (8日) 青年部定例会
- (14日) 第四班、第五班合同労基セミナー
- (16日) 第二班体育振興事業
- (18日) 支部役員会
- (21日) 第一班役員会 / 定例会

## 知多支部

- (6日) 半田労基パトロール
- (12日) 長久手東小学校 交通安全教室
- (19日) 交通安全総決起大会
- (22日) 東海市防災訓練
- (29日) 大府市産業文化まつり

## 西三支部

- (8日) 西尾部会 研修会
- (9日) 西尾部会 研修会
- (19日) 岡崎部会 幹事会・月例会  
豊田部会 役員会・定例会・研修会
- (20日) 安城部会 定例会・研修会
- (24日) 西尾部会 役員会
- (28日) 碧南部会 役員会
- (29日) 西尾部会 運行管理者 出張講習 (一般講習)

## 東三支部

- (8日) 新城南北設楽陸運協会 例会  
豊橋交通安全パレード
- (12日) 役員会
- (18日) 蒲郡陸運協会 代表会議
- (19日) 豊橋陸運協会 研修旅行
- (28日) 経営管理セミナー

# 青年部会 9月会議・委員会開催状況

- 第6回 企画委員会 (9月12日)
  - ・青年部会 SNS について・第1回/第2回管理者研修について・グッドラーニングについて など
  
- 第6回 事業・研修合同委員会 (9月14日)
  - ・第1回研修セミナーについて・会員交流事業の反省・第1回管理者研修について
  - ・新年交通安全祈願および賀詞交歓会について・視察研修についてなど
  
- 第5回 三役会 (9月20日)
- 第6回 理事会 (9月20日)
  - 青年部会 SNS 計画の進捗について・1回会員交流事業結果報告について
  - ・新年交通安全祈願および賀詞交歓会計画の進捗について・1回研修セミナーについて (ANA)
  - ・第1回管理者研修について (粗利・営業利益)・第2回管理者研修について (SDGs) など
  
- 11月の活動予定
  - 4日(金) 第8回研修委員会
  - 7日(月) 第8回企画委員会
  - 9日(水) 第8回事業委員会
  - 16日(水) 第7回三役会・第8回理事会
  
- 青年部会とは?
  - 愛知県トラック協会の会員事業者で、20歳～50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。また、部会員相互の情報交換、交流等を密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し事業に役立てています。

青年部会 会員募集中!



---

【問合わせ先】 愛知県トラック協会青年部会事務局  
〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞 21-127  
《TEL》 0561-65-3600 《Eメール》 ata-seinen@aitokyo.jp

# 愛知県トラック協会 女性部会のご案内

## 【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 37社38名(令和4年10月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県)を設立し、

他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

女性部会では、ご入会していただける方を

随時募集しています!

ご興味のある方は是非ご連絡下さい!



【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6

《TEL》0561-65-3600 《Eメール》 [ata-female@aitokyo.jp](mailto:ata-female@aitokyo.jp)

《HP》 <https://ssl.aitokyo.jp/section/woman/> (愛ト協HP内)

# 愛 貨 協 連

愛知県貨物運送協同組合連合会

## 運送業者貨物賠償責任保険



# 日貨協連 新貨物補償制度

組合員事業者の皆さまが輸送を受託した貨物に損害が生じ、荷主に対して法律上・契約上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償する制度です。

予かった荷物の機械を、荷役中に落として壊した。

翌朝納品の銅線ケーブルを積んで待機していたトラックが荷物とともに盗まれた。

乗用車との追突を避けるために急ブレーキを踏んで荷物が大破。

2022年9月1日始期以降のご契約から！！

改定

保険料率の引き下げ

基準保険料率を**5%引き下げます**(売上高包括方式のみ)。

改定

契約対象者範囲の改定

①日貨協連又は②全国トラック交通共済協同組合連合会の傘下協同組合に加入している運送業者様に加えて、これらへの**加入意向がある運送事業者様(※)も加入対象とします。**

(※)本保険に加入後の更改時まで①②いずれかの組合員事業者となることを前提としますが、すぐに加入可能な組合が見つからない又は新規に事業協同組合を設立できない等の特別な事情がある場合も対象とします。

充実した補償

貨物の損害はもちろん、付随して発生する各種費用も補償します。

### 【新規契約時の年間保険料イメージ】

◇売上高包括方式(仮置中補償プラン)

◇支払限度額1,000万円、免責金額5万円、年払

最大約 **65%** ※1  
割引！



売上高	新貨物補償制度 年間保険料 <sup>※2</sup>
1億円	9.9万円(現行▲6千円)
5億円	47万円(現行▲2万円)
10億円	76万円(現行▲4万円)
20億円	82万円(現行▲4万円)

※1 大口割引最大50%および輸送品質との連動割引最大15%。

※2 規模に応じて大口割引を適用・輸送品質向上との連動割引を全て適用・損害率による保険料調整なし・仮置中補償プランのパターンです。適用する割引や過去の損害履歴等によって保険料は異なります。

日貨協連 新貨物補償制度 お見積り依頼書

※既に他の貨物保険にご加入済みで、保険証券のコピーをご提出いただける方(以下★印のみを記載ください)	
★ご担当者名 (または代表者名)	
★電話番号	(お電話が繋がりやすい時間帯等ございましたら合わせて教えていただけますと幸いです)
★FAX番号	
★所属組名 (現在は未加入だが、加入意向のある運送事業者様は「加入意向あり」とご記入ください。)	
★該当項目にチェックください (割引が適用されます)	<input type="checkbox"/> 『Gマーク』認定を受けている事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 日貨協連等で『事業用トラックドライバー研修テキスト』を購入いただいている方 <input type="checkbox"/> 日貨協連で『業務用血圧計』を購入いただいている方

※保険証券のコピーをご提出いただけない方、または現在貨物保険に未加入の方(以下も記載ください)	
会社名	
住所 (郵便物送付先)	〒 - 都道 府県
●「仮置中補償プラン」か「保管中補償プラン」かご選択ください。	
<input type="checkbox"/> 仮置中補償プラン <保管中補償プランをご希望されない場合> ↓前年度の <b>トラック事業売上高</b> をご記入ください。 千円	<input type="checkbox"/> 保管中補償プラン <保管中補償プランをご希望される場合> ↓前年度の <b>決算書上の売上高(※)</b> をご記入ください。 千円 <small>(※)受託貨物の取り扱いとは無関係の物販販売や不動産賃貸収入等は除きます。倉庫保管料は保管中の補償で対象となるので控除できません。</small>
ご希望の支払限度額 (1事故あたり)	<input type="checkbox"/> 500万円 <input type="checkbox"/> 1,000万円 <input type="checkbox"/> 1,500万円 <input type="checkbox"/> 2,000万円 <input type="checkbox"/> 2,500万円 <input type="checkbox"/> 3,000万円 <input type="checkbox"/> 3,500万円 <input type="checkbox"/> 4,000万円 <input type="checkbox"/> 4,500万円 <input type="checkbox"/> 5,000万円 <small>複数チェックいただければ複数のお見積りをご提示します(最大3つまで)。</small>
現行契約の満期日・保険会社名	<input type="checkbox"/> 現行契約あり( 年 月 日) 保険会社: <input type="checkbox"/> 三井住友海上社 <input type="checkbox"/> あいおいニッセイ同和損保社 <input type="checkbox"/> 東京海上日動社 <input type="checkbox"/> 損保ジャパン社 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 現行契約なし
その他特記事項	※連絡事項などがあればご記入ください。



**只今、お見積り依頼受付中!**  
パンフレット送付のご用命、お問い合わせは以下の【取扱代理店】まで!!

【取扱代理店】

日本貨物運送協同組合連合会  
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5(全日本トラック総会館9階)  
電話 03-3355-2035、FAX 03-3355-2037

★愛知県貨物運送協同組合連合会  
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須4丁目10番32号上前津KDビル608号  
電話 052-211-8311、FAX 052-211-8312

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第四部 第二課  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 電話 03-3259-6639 FAX 03-3259-7371

この記事は保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。

(2022年9月作成・使用期限:2023年8月31日) B22-100673

# 陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

## 「2023年(令和5年版)安全記録カレンダー」の予約販売について

「安全記録カレンダー」の予約を受付けます。下記申込書にご記入のうえ、FAXもしくは郵送にてお送り下さい。

頒布価格 …… 一部 壁掛け 528円(税込)

卓上 550円(税込)

申込締切り日 …… 11月30日(水) 厳守

※必ず締切り日までにお申込み下さい。

(締切り日を過ぎての申込みは出来ませんのでご注意ください。)

安全記録カレンダー(令和5年版)申込書

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

申し込み部数 壁掛け \_\_\_\_\_ 部

卓上 \_\_\_\_\_ 部

受け渡し方法 郵送<sup>※1</sup>( )・引き取り<sup>※2</sup>( )

※1. 郵送の場合は、送料をご負担いただきます。

請求書を同封しますので、振込にてお支払いください。

※2. 引き取りの場合は、入荷次第ご連絡させていただきます。

お渡し場所…中部トラック総合研修センター内 防災支援棟



陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部 (略称:陸災防 愛知県支部)

〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21番127

中部トラック総合研修センター内

FAX 0561-56-6561 TEL 0561-56-6560



# トラックの保険なら 「中部交通共済協同組合」

トラック運送事業者に、安心と安全をお届けします。  
We ensure your relief and safety.



次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みを  
していただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



## 共済商品のご案内

<p><b>相手方への補償</b></p> <p><b>対人共済</b></p> <p>自動車事故により他人を死傷させ、損害賠償責任を負ったとき自賠責共済(保険)を超える部分について共済金をお支払いします。</p>	<p><b>運転者・搭乗者の補償</b></p> <p><b>搭乗者傷害共済</b></p> <p>自動車事故によって、搭乗中の人(運転者・搭乗者)が死傷したときに共済金をお支払いします。</p>
<p><b>対物共済</b></p> <p>自動車事故により他人の車や物に損害を与え損害賠償責任を負ったときに共済金をお支払いします。</p>	<p><b>お車の補償</b></p> <p><b>車両共済</b></p> <p>契約車両が、衝突・接触・転覆・火災・盗難その他の偶然な事故により損害を被った場合に共済金をお支払いします。</p>
<p><b>自賠責共済</b></p> <p>自動車損害賠償責任共済(強制保険)を直営事業として実施しています。</p>	<p><b>損害保険代理業</b></p> <p>損害保険代理店として組合員の皆さまのリスクマネジメントをトータルに行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運送保険</li> <li>・業務災害保険</li> <li>・賠償保険</li> <li>・火災保険</li> <li>・傷害保険</li> <li>他</li> </ul>

## 各種割引制度

<p><b>優良割引</b></p> <p>組合員ごとに契約車両数により <b>1%~75%割引</b> 299両以下の場合</p> <p><b>最高65%割引</b></p>	<p><b>一括契約割引</b></p> <p>該当する共済種類ごとに</p> <p><b>3%割引</b></p>	<p><b>継続契約割引</b></p> <p>継続契約の際同数以上の契約で共済種類ごとに</p> <p><b>2%割引</b></p>
<p><b>全車両契約割引</b></p> <p>事業用車両を全車両(90%以上)契約する場合</p> <p><b>3%割引</b></p>	<p><b>多数契約割引</b></p> <p>共済種類ごとに契約車両数により</p> <p><b>1%~10%割引</b></p>	<p><b>自賠責共済セット割引</b></p> <p>当組合の自賠責共済契約がある対人共済から</p> <p><b>2%割引</b></p>

## 組合員特典

- **中交協ロードサービス** ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。
- **配当制度** ■ **組合員等表彰制度**
- ※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。
- **商工中金の融資資格** ■ **無料法律相談**

## 事故防止への取り組み

<p><b>適性診断</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別適性診断の実施 “国土交通省認定”</li> <li>● 一般適性診断 ~運転適性診断巡回サービス~ ~可搬型運転適性検査機器貸出~</li> </ul>	<p><b>講習会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運行管理者等一般講習 “国土交通省認定”</li> <li>● 特別指導講習</li> <li>● 一般講習会</li> <li>● 個別講習会</li> </ul>
<p><b>補助事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 適性診断受診手数料補助</li> <li>● 研修料補助</li> <li>● 事故防止機器導入補助</li> <li>● SASスクリーニング検査費用補助</li> <li>● 運転記録証明書等交付手数料補助</li> </ul>	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事故防止動画教材の配信</li> <li>● コメンタリー運転の推進</li> <li>● 各種表彰制度</li> <li>● 事故防止啓発グッズの作成・配付</li> <li>● 事故防止DVDの貸し出し</li> <li>● 事故防止コンサルティング</li> </ul>

## 中交協SDGs宣言



中交交通共済は「組合の基本姿勢」のもとに、事業活動を通じてSDGs(持続可能な開発目標)の実現に貢献し、地域社会そして組合員の皆さまとともに持続的に成長していくことを目指します。

お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



営業部 営業1課 TEL(052)715-5103・TEL(052)715-5104  
 営業部 営業2課 TEL(052)715-5101・TEL(052)715-5102  
 〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

詳細は、  
ホームページへ

中交協

www.chukokyo.jp

スマホにも  
対応しています!



豊橋事務所 TEL(0532)57-5188  
 〒440-0886 豊橋市東小田原町48番  
 セントラルレジデンス 202号



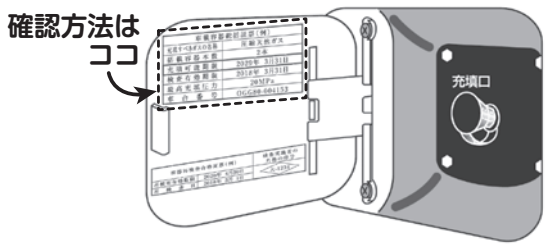
# 天然ガス自動車



## ご注意 ガス容器の充てん可能期限は**15**年です

お客さまのお車の  
**充てん可能期限**は  
大丈夫ですか？

ガス容器の充てん可能期限が  
切れていると、法律上、  
**天然ガスを充てん**できません!!



### ガス容器の再検査

ガス容器は車検とは別に  
2年2ヶ月毎に再検査が必要です。  
(注)容器再検査を受けても15年を超えて  
ガス容器を使用することはできません

[お問い合わせ] 東邦ガス株式会社 エネルギー計画部 事業管理グループ  
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766

